

入居者の権利擁護について



1、情報提供

当ホームは、入居し、生活サービスや介護サービスを利用しようとする方が、適切かつ円滑にこれを利用することができるように、当ホームの社会福祉事業に関し情報の提供を行います。



2、入居者への説明

当ホームは、入居を希望する方からの申込みがあった場合には、その方に対し、入居に関する事項及び当ホームのサービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について説明を行います。



3、入居契約の成立時の書面の交付

当ホームは、入居契約が成立したときは、その方に対し、遅滞なく入居契約にかかる重要事項を記載した書面を交付します。



4、福祉サービスの質の向上のための措置等

当ホームは、自らその提供するサービスの質の向上の評価を行う等の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける方の立場に立って良質かつ適切なサービスを提供するよう努めます。



5、真摯な苦情対応

入居者から寄せられる苦情に真摯な対応をすることにより、サービスの質の向上、入居者の「生活の質」の向上に努めます。



6、厳重なプライバシーの遵守

プライバシーの権利をサービス提供においても守り、入居者の基本的人権を尊重します。



7、秘密の保持

当ホームの従業者は、正当な理由なく、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしません。サービス担当者会議等において、入居者の個人情報を用いる場合は入居者の同意を、入居者の家族の個人情報を用いる場合は家族の同意を、あらかじめ文書により得て行います。



8、入居者の権利擁護

認知症高齢者、知的障がい者など判断能力が不十分な方が自立した地域生活が送れるよう必要に応じて、成年後見人制度や地域の権利擁護事業等の利用により、入居者の権利擁護を図ります。



9、誇大広告の排除

当ホームは、施設概要、契約内容、提供するサービス内容等について広告するときは、公告された内容その他の厚生労働省令で定める事項について、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示はこれを行いません。



10、事故発生時の対応

当ホームは、入居者に対するサービスの提供等により事故が発生した場合は、入居者の家族、医療機関、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

平成 24 年 4 月 1 日作成

